

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、日本クルーズ&フェリー学会と称する。
- 第2条 本会は、事務所を堺市西区上野芝向ヶ丘町1-23-1-420池田方に置く。
- 第3条 本会は、クルーズおよびフェリーに関する学術の考究、会員の技術力向上の支援、会員の親睦促進を、通じてクルーズ産業、フェリー産業および造船業の振興に貢献することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。
1. 論文集、会誌、その他図書の刊行
 2. 講演会・シンポジウム等の開催
 3. 見学および懇親会等の開催
 4. 調査および研究と、得られた技術情報の提供
 5. 前各項の外、本会の目的達成に必要な事業
- 第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第6条 本会の定款を変更するには、総会の同意を得なければならない。
- 第7条 この定款の施行に必要な事項は、細則で定める。

第 2 章 会 員

- 第8条 本会々員を分けて、次の4種とする。
1. 正会員
 2. 学生会員
 3. 団体会員
 4. 特別団体会員
- 第9条 学生会員は、船舶、海事、経済、観光等、クルーズおよびフェリーに関係のある教育機関に在籍する者とする。
- 第10条 特別団体会員は、本会の目的に賛成する団体または個人とする。
- 第11条 正会員、学生会員、団体会員、特別団体会員になろうとする者は、規定の申込をして理事会の承認を受けなければならない。
- 第12条 会員が退会しようとする場合は、書面でその旨を申し出て、理事会の承認を受けなければならない。
- 第13条 会費を長期滞納した者、または本会の体面を汚すような行為のあった者は、理事会の議を経て除名することができる。

第 3 章 役 員

- 第14条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 理事 約20名以内
 3. 監事 1名
- 第15条 役員は、任期は、2年とし、重任は妨げない。ただし、原則として在任6年を越えることはできない。
- 第16条 理事、会長、監事は、会員の互選とする。
- 第17条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 第18条 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。
- 第19条 庶務理事、会計理事、編集理事、研究理事、各若干名は、理事の互選で定め、それぞれ会務を分掌する。
- 第20条 監事は、会務を監査する。
- 第21条 理事は、理事会で、総会の議決事項、その他重要な会務を審議決定する。
- 第22条 理事・監事に欠員を生じ、補欠の必要がある時は会長指名により補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残りの期間とする。

第 4 章 総 会

- 第23条 定期総会は、会議の目的とする事項を示して、会長が招集する。
- 第24条 定期総会は、毎年1回開く。
- 第25条 定期総会では、会務報告をなし、予算および決算、その他理事会または評議員会で必要と認めた事項を附議する。
- 第26条 総会の議事は、出席した会員の過半数で決める。
- 第27条 臨時総会は、緊急を要する場合に会長が招集する。
- 第28条 総会の日時および場所は、理事会で定める。

第 5 章 会 費

- 第29条 会員は、細則の定める所により、会費を納めなければならない。

附 則

本定款は、2010年10月9日より施行する。

日本クルーズ&フェリー学会細則

第 1 章 会 務 分 担

- 第1条 会長は、総会、理事会の議長となる。会長に事故ある時は、庶務理事が代行する。
- 第2条 庶務理事は、人事、文書、企画その他庶務をつかさどる。
- 第3条 会計理事は、財産の管理、金銭出納その他会計事務をつかさどる。

第4条 編集理事は、会誌その他図書の編集をつかさどる。

第5条 研究理事は、クルーズおよびフェリーの調査研究をつかさどる。

第2章 委員および委員会

第6条 論文査読委員会の委員長および委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

第7条 本会の目的を達成するため、理事会の議を経て、各種の委員会を臨時に設けることができる。

- 1.前項の委員会の委員長および委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 2.委員長は、理事会または評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 3.委員長は、理事会の事業が完了した時、会長に報告しなければならない。
- 4.委員会の委員任期は、その事業の完了した時に終るものとする。

第3章 会長、理事選挙

第8条 会長、理事の選挙は会長、連記無記名式とし、本会で定めた投票用紙を用いるものとする。

第9条 前条の規定にかかわらず、会長、理事の選挙は総会出席会員の2/3以上の同意が得られた時に、指名推薦の方法によって行うことができる。

第4章 理事会

第10条 理事会は、会長が招集し、議長を務める。また、メールでの理事会審議も理事会と同等とする。

第11条 理事会は、年3回以上開く。

第12条 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決め、可否同数の時は、議長が決める。

第13条 本会の目的を達成するため、会長が必要と認めた会員は本会に出席し意見を述べることができる。

第5章 集会

第14条 本会は、講演会を毎年1回開く。

第15条 本会は、臨時講演会を開くことができる。

第16条 講演会では、会員がクルーズおよびフェリーに関する講演および討論を行う。

第17条 講演者が事故のため講演できない時は、他の会員に代行させることができる。

第18条 本会は、見学会および懇親会を開催することができる。

第19条 講演会、見学会、視察会、懇親会の日時および場所は、理事会が決める。

第6章 入会および休会、退会

第20条 本会に入会するためには、氏名、生年月日(年齢)、住所、勤務先、略歴を記載した入会申込書を提出しなければならない。

第21条 入会を承認した時は、その旨を入会者に通知し、その氏名を会員名簿に登録する。

第22条 団体会員および特別団体会員がその代表者を変更した時は、その旨を届出なければならない。

第23条 退会を承認したとき、または除名した場合は、会員名簿から削除する。

第24条 学生会員が学籍を去った時は、正会員とする。

第7章 会費

第25条 会員、学生会員、団体会員、特別団体会員は、会費として毎年次の金額を本会に納めなければならない。

正会員	金6,000円	学生会員	金2,000円
団体会員	金36,000円	特別団体会員1口につき	金50,000円

第26条 既納の会費は返さない。

第27条 会員資格が変更になった場合、その年の会費の差額は調整しない。

第8章 論文集および会誌

第28条 論文集は、論文および論説を掲載し、毎年1回発行する。

会誌は、解説、紹介、要目表、会報、その他を掲載し、毎年3回程度発行する。

第29条 講演会および論文集に応募された論文および論説を査読するため、本会に論文査読委員会を置く。

第9章 日本クルーズ&フェリー学会賞

第30条 船舶・海事・海洋に関する学術上、技術優秀、または会員に裨益するところが大きいと認められる、論文、著書、ビジネス企画等を公表した本会会員に対し、理事会の議を経て、日本クルーズ&フェリー学会賞を授与する。

第31条 日本クルーズ&フェリー学会賞受賞者を選考するため、理事会に受賞審査委員会を設ける。

第10章 功労会員

第32条 本学会の役員として長年貢献した正会員を功労会員とする。

第33条 功労会員は理事会において決定する。

第34条 功労会員は理事会に出席して意見を述べるができる。

第11章 職員および嘱託員

第35条 本会は、会務を処理するため、嘱託員を置く。その選任、報酬、給与および旅費等の支給は、理事会の議を経て、会長が定める。

第12章 雑則

- 第36条 定款および細則の施行に必要な内規は理事会で定める。
第37条 本則を変更するには、総会の同意を得なければならない。
第38条 本則は、変更の日から適用する。

役員体制

会長	赤井 伸郎	大阪大学
理事	渡辺 孝則	
理事	奥野 一生	名古屋商科大学
理事	植村 洋毅	三菱造船マリンエンジニアリングセンター
理事	上村多恵子	ロジステックス経営士
理事	倉本 宜史	京都産業大学
理事	齊藤由里恵	中京大学
理事	百武 達也	株式会社ミキ・ツーリスト
理事	池田 恒雄	新日本海フェリー株式会社
理事	蝶野 文雄	四国開発フェリー株式会社
理事	坪井 聖学	株式会社海事プレス社
理事	飯田一雄	オーシャントランス株式会社
理事	岸本 正則	日本クルーズ客船株式会社
理事	守屋 光興	商船三井フェリー株式会社
理事	渡辺 真樹	株式会社名門大洋フェリー
監査	片山 徹	大阪府立大学